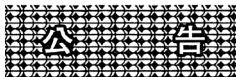


3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂 防 課



公告

調理師試験を次のとおり行います。

令和7年4月10日

長野県知事 阿 部 守 一

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和7年9月9日（火） 午後1時から午後3時まで

(2) 場所

保健福祉事務所（保健所）の所在市町とし、会場は、受験票により通知します。

2 試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験により行います。

公衆衛生学 食品学 栄養学 食品衛生学 調理理論 食文化概論

3 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条、調理師法（昭和33年法律第147号）附則第3項又は調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）附則第3項に規定する者で、同規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

4 受験手続

(1) 提出書類等

ア 調理師試験受験願書（所定の用紙を用いてください。）

イ 履歴書

ウ 調理業務従事証明書（所定の用紙を用いてください。）

エ 写真（上半身、脱帽、正面向、名刺判で出願前3月以内に撮影したもの）

なお、令和6年度に長野県が実施した調理師試験において、調理師試験受験願書に調理業務従事証明書を添付して受理された者に限り、調理業務従事証明書の提出を省略することができます。

(2) 受験手数料

受験手数料（6,400円）は、長野県収入証紙により（受験願書の所定の欄に貼って、消印しないでください。）納付してください。

(3) 受付期間

令和7年7月1日（火）から令和7年7月3日（木）まで（郵送による場合は、令和7年7月3日までの消印があるものに限り受け付けます。その際、110円切手を貼ったあて先明記の返信用の封筒を同封してください。）

(4) 受付場所

希望する受験地に所在する保健福祉事務所（保健所）（長野市を受験地として希望する場合にあっては長野市保健所、松本市を受験地として希望する場合にあっては松本市保健所においても受付が可能です。）

5 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付します。

6 合格者の発表

令和7年10月16日（木）に受験願書を受け付けた保健福祉事務所（保健所）、長野市保健所及び松本市保健所において合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に結果を通知します。

7 その他

(1) 試験についての問い合わせは、受験願書を提出する保健福祉事務所（保健所）、長野市保健所又は松本市保健所にしてください。

(2) この試験の実施に際して収集する個人情報、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

公告

製菓衛生師試験を次のとおり行います。

令和7年4月10日

長野県知事 阿部 守 一

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和7年9月9日(火) 午後1時から午後3時まで

(2) 場所

保健福祉事務所(保健所)の所在市町とし、会場は、受験票により通知します。

2 試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験により行います。

衛生法規 公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学 製菓理論及び実技

3 受験資格

次のいずれかに該当する者としします。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条、製菓衛生師法(昭和41年法律第115号。以下「法」といいます。)附則第3項又は製菓衛生師法施行規則(昭和41年厚生省令第45号。以下「省令」といいます。)附則第2項に規定する者であつて、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法第57条、法附則第3項又は省令附則第2項に規定する者であつて、2年以上菓子製造業、複合型そうざい製造業のうち菓子の製造を営むもの又は複合型冷凍食品製造業のうち菓子の製造を営むものに従事したもの
- (3) 法附則第2項に規定する者

4 受験手続

(1) 提出書類等

ア 製菓衛生師試験受験願書(所定の用紙を用いてください。)

イ 都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し(原本も持参してください。若しくは卒業証明書(郵送による場合は、卒業証明書を提出してください。))若しくは当該施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者であることを証明する書類として知事が別に定めるもの又は菓子製造業従事証明書(所定の用紙を用いてください。)

ウ 写真(上半身、脱帽、正面向、名刺判で出願前3月以内に撮影したもの)

なお、令和6年度に長野県が実施した製菓衛生師試験において、製菓衛生師試験受験願書に上記イに掲げる書類を添付して受理された者に限り、イに掲げる書類の提出を省略することができます。

(2) 受験手数料

受験手数料(9,700円)は、長野県収入証紙により(受験願書の所定の欄に貼って、消印しないでください。)納付してください。

(3) 受付期間

令和7年7月1日(火)から令和7年7月3日(木)まで(郵送による場合は、令和7年7月3日までの消印のあるものだけに受け付けます。その際、110円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封してください。)

(4) 受付場所

希望する受験地に所在する保健福祉事務所(保健所)(長野市を受験地として希望する場合にあつては長野市保健所、松本市を受験地として希望する場合にあつては松本市保健所においても受付が可能です。)

5 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付します。

6 合格者の発表

令和7年10月16日(木)に受験願書を受け付けた保健福祉事務所(保健所)、長野市保健所及び松本市保健所において合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に結果を通知します。

7 その他

- (1) 試験についての問い合わせは、受験願書を提出する保健福祉事務所(保健所)、長野市保健所又は松本市保健所にしてください。
- (2) この試験の実施に際して収集する個人情報、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

公告

県営縄文の里地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和7年4月10日

長野県知事 阿部 守一

1 縦覧に供する書類

県営縄文の里地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

令和7年4月11日から令和7年5月13日まで

3 縦覧の場所

茅野市役所農林課窓口

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年4月10日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

長野都市計画道路 3・3・5号城北線

2 都市計画を定める土地の区域

長野都市計画道路 3・3・5号城北線

昭和54年長野県告示第558号の土地の区域のうち、長野市大字長野字上長野の一部を変更する。

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県長野建設事務所及び長野市役所

4 縦覧期間

自 令和7年4月11日

至 令和7年4月24日

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年4月10日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

千曲都市計画道路 3・4・2号国道線

2 都市計画を定める土地の区域

千曲都市計画道路 3・4・2号国道線

平成24年長野県告示第463号の土地の区域のうち、千曲市大字磯部字新田の一部を変更する。

- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課、長野県千曲建設事務所及び千曲市役所
- 4 縦覧期間
自 令和7年4月11日
至 令和7年4月24日

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和7年4月10日

長野県佐久建設事務所長 井 出 圭 一

- 1 許可番号
令和7年2月27日 長野県佐久建設事務所指令6佐建第73-20号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字境新田亀原1019-59、1019-420
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都豊島区南池袋1-16-15
株式会社西武リアルティソリューションズ 代表取締役 齊 藤 朝 秀

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和7年4月10日

長野県佐久建設事務所長 井 出 圭 一

- 1 許可番号
令和6年9月9日 長野県佐久建設事務所指令6佐建第73-3号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
佐久市中込字下原3825-1、3826
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
佐久市三河田403-5
日本ハルコン株式会社 代表取締役 岡 本 恒 生

都市・まちづくり課

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

令和7年4月10日

長野県公営企業管理者 吉 沢 正

名 称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 MS テック	長野市川合新田2110-19	令和7年3月31日

水道事業課

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

令和7年4月10日

長野県公営企業管理者 吉 沢 正

名 称	事業所の所在地	指定年月日
鶴田設備	長野市富竹119	令和 7 年 4 月 4 日

水道事業課

公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

令和 7 年 4 月 10 日

長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許課長 筒 井 史 登

- 随意契約に係る物品等の名称及び数量
運転免許証作成システムの借入及び運転免許証作成システム消耗品の購入一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名 称 長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許課
(2) 所在地 長野市川中島町原704－ 2
- 随意契約の相手方を決定した日
令和 7 年 4 月 1 日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地
(1) 名 称 株式会社DNPアイディーシステム
(2) 所在地 東京都新宿区市谷加賀町一丁目 1 番 1 号
- 随意契約に係る契約金額
112, 569, 160円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条第 1 項第 2 号

東北信運転免許課